

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 81 条の 3 外国株券等機構加入者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 11 号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定個人情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第 81 条の 3 外国株券等機構加入者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 10 号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 （略）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

以上